

# 野外焼却

から

# 建物に燃え移る火事

が発生しています

ごみの野外焼却は埼玉県の条例により禁止されています！

## 野外焼却の禁止の例外

- ① 風俗慣習上、宗教上の行事を行うのに必要な焼却
- ② 農業、林業又は漁業を営むためやむを得ないものとして行う焼却
- ③ たき火、その他日常生活の焼却で軽微なもの

埼玉県 野外焼却

検索

## 野外焼却時の火災予防上の注意点

- 野外焼却を行う際は、火煙発生届出書※を事前に消防署に届け出る。届出書の受理は、野外焼却の許可には該当しない。

### 届出の対象となる野外焼却例

祭礼に伴う焼却

稲わらの焼却

キャンプファイヤー



- 焼却時は水バケツ等の消火準備を行い、焼却完了後は残り火を完全に消火する。
- 強風や風向きにより火事のおそれがあるときは、焼却を中止又は延期する。
- 焼却中は、その場から離れず、焼却を常時監視する。
- 敷地内の野外焼却は、建物の外壁やひさしから十分な距離を空けて実施する。

野外焼却に関する  
お問い合わせ  
違法焼却の通報先

鴻巣市役所  
環境経済部 環境課  
☎048-541-1321

北本市役所  
市民経済部 環境課  
☎048-594-5526

桶川市役所  
環境経済部 環境対策推進課  
☎048-786-3211

届出書に関するお問い合わせ  
延焼危険がある場合の連絡先

埼玉県央広域消防本部 予防課

〒365-0062 鴻巣市箕田1638番地1

☎048-597-2004

火事は119番



※届出書案内ページ